

第 33 回全国都市緑化よこはまフェア 応援イベントロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、第 33 回全国都市緑化よこはまフェア応援イベント設定要綱（以下「要綱」という。）第 9 条に定めるロゴマークの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第 2 条 ロゴマークは要綱別表に掲げるものとし、第 33 回全国都市緑化よこはまフェア実行委員会（以下「実行委員会」という。）以外の者が、第 33 回全国都市緑化よこはまフェアに賛同し、その取組を支援するために使用できるものとする。なお、ロゴマークは使用するイベント又は当該イベントに係る商品の品質やサービス等の内容等を保障するものではない。

(使用承認)

第 3 条 実行委員会は、要綱第 3 条及び第 6 条に基づき、応援イベントとして設定が認められた場合、ロゴマークの使用承認を行うものとする。

(使用上の遵守事項)

第 4 条 ロゴマークを使用する場合は、要綱第 9 条別表に掲げるものとし、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインガイドに定める色あい等を遵守し正しく使用すること。
- (2) ロゴマークのイメージを損なう展開及び使用をしないこと。
- (3) 要綱により設定された用途のみに使用し、実行委員会が指示する使用条件に従うこと。
- (4) 使用にあたっては、設定番号を付記すること。ただし、使用対象物件の美観又は機能を著しく損なう場合は、これを省略することができる。
- (5) ロゴマークは、商品（販売を目的として製造した物品及びそれに準ずるもの）及び景品（商品等の販売促進を目的とした物品及びそれに準ずるもの）に使用することができない。

(使用取消等)

第 5 条 第 3 条の規定によりロゴマークの使用承認を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当する場合、実行委員会は条件の変更、取消又は使用物件の回収（以下「取消等」という。）を求めることができる。

- (1) 使用承認を得るより前にロゴマークを使用したとき
- (2) 使用承認の際に付した条件に違反したとき
- (3) 虚偽又は不正に申請し、使用承認を受けたとき
- (4) 前条の規定に違反したとき
- (5) その他実行委員会が必要と認めたとき

2 ロゴマークの使用承認の取消等を指示するときは、実行委員会は申請者に対してその旨を通知するものとする。

3 前項の規定による使用承認の取消等によって発生する損害及び費用について、実行委員会は一切の責任を負わない。

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 10 日から施行する。